

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 新たに生じた土地の確認(市町村振興課)
字の区域の変更(ク)
- 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
- 保険医療機関等の指定(保険課)
- 木材業者等の登録(林務課)
- 保安林の指定予定(二件)(森林保全課)
- 保安林の指定の解除予定(ク)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)
- 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 公 告 平成八年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度)の実施(人事委員会
総務課)
- ◇ 雑 報 危険物取扱者試験の実施(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第六百四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、気高町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(平成八年七月五日現在の地番による。)

気高郡大字酒津字村西ノ切七〇五の六〇及び七〇五の六三の地先

新たに生じた土地の面積
一〇、〇三八・九三平方メートル

鳥取県告示第六百四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成八年九月十七日からその効力を生ずる。
平成八年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域(平成八年七月五日現在の地番による。)

大字酒津字村西ノ切

大字酒津字村西ノ切の全域
大字酒津字村西ノ切七〇五の六〇、七〇五の六三の地
先の公有水面埋立地

鳥取県告示第六百四十二号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したため、同条第二項の規定により告示する。

平成八年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書 類	
		題 名 及 び 号 数	発 行 記 号 等
5588	雑誌その他 の刊行物	官 能 ・ 女 白 身	雑誌コープ 1287-4
5589	〃	絶 頂 相 互 発 射	雑誌コープ 13452-7
5590	〃	ア ッ プ ル 写 真 館	雑誌 01447-5
5591	〃	ア ッ プ ル 通 信	雑誌 01559-5
5592	〃	D i v A	雑誌 05565-5
5593	〃	BLONDE FREAK ア ッ プ ル 5 月 増 刊 号	雑誌 16516-5
5594	〃	ア ッ プ ル 大 王	雑誌 04340-4
5595	〃	M i l k y B o m オ レ ン ジ 通 信 5 月 増 刊	雑誌コープ 02190-5
5596	〃	極 人 妻 ハ ッ ス 6 月 号	雑誌コープ 03707-6
5597	〃	と き め き ト ラ イ ラ イ ト	S-071

5598	〃	突 撃 突 撃 隊	雑誌 04502-06	平和出版
5599	〃	突 撃 お ん な の 虎 丘	NO. 77	北陽出版
5600	〃	花 志 ぐ の 導 ぎ	NO. 114	北陽出版
5601	〃	忘 れ ら れ な い 味	NO. 76	北陽出版
5602	〃	熟 女 白 書 Vol. 13	雑誌 05369-6	雄出版
5603	〃	漫 画 ス ト ロ ン グ 9 月 号	雑誌 03693-9	株式出版
5604	〃	漫 画 ユ ー ト ピ ア 平 成 8 年 9 月 号	雑誌 08937-9	株式出版
5605	録画テープ	雌 蕊 の シ ン フ ォ ー	bts-002	ピットサイン

鳥取県告示第六百四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたため、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
久野内科医院	米子市富益町二一六五一	平成八年九月三日
松岡医院	鳥取市行徳二丁目一〇二	平成八年九月十一日
恵齒科医院	米子市熊党九九	平成八年九月十二日

中村医院	米子市上後藤三丁目一六	平成八年九月十四日
大槻医院	八頭郡智頭町大字智頭一五二〇一	〃
木村皮膚科クリニック	米子市東福原三丁目八一五八	平成八年九月十六日
有限会社山田薬局	倉吉市新陽町一〇一一	平成八年九月一日

鳥取県告示第六百四十四号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六條第一項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者を登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
八五号	平成八年六月十七日	八頭郡郡家町大字郡家763-10	株式会社 鳥取林業サービス 取締役社長 山根 英明
米七号	平成八年八月十二日	西伯郡名和町大字加茂	荒松 廣志

2 製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
八四号	平成八年七月三十一日	八頭郡柘梁町大字1344-1	柘梁木材協同組合 理事長 長尾 義明

鳥取県告示第六百四十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字末用字谷奥南平二三二五、字谷奥二〇四八、字北谷奥口三三四六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百四十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

米子市久米町九六の一、二五四の七

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百四十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町笠木字拾歩一山三〇七八の一三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第六百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年九月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画下水道事業 羽合町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十六日から平成十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 東伯郡羽合町大字野字浜屋敷、字西屋敷、字東屋敷及び字石脇
 変更する部分 東伯郡羽合町大字橋津字三ノ屋敷、字九ノ屋敷、字拾ノ屋敷、字
 浜屋敷及び字根瀧並びに大字野字西又二地内

2 使用の部分 なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
 (昭和二十三年法律第百二十一号) 第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認
 めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規
 則第四号) 第九条第一項の規定により告示する。

平成八年九月十七日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

冊 講 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社平和
	住 所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014-8
法人にあってはその代 表者の氏名		中島 権

遊技機 の種類	遊 技 機 の 区 分	型 式 名	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間
ぱちんこ 遊技機	規則第6条第1号 不該当機	C R ・ サクセス ス ト ー リ ー S P	株式会社 平 和	600115	平成8年9月17日 から3年間
〃	規則第6条第1号 口該当機	ホー助くんDX	〃	620086	〃
〃	規則第6条第1号 不該当機	鬼退治2	〃	600022	〃

公 告

職員の内任に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号) 第17条第1項
 の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成8年9月17日
鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

1 試験の名称

平成8年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
一般事務	2名

(注) 採用予定者数については、今後の状況により変更になる場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部に勤務し、庶務事務、経理事務等の一般行政事務に従事する行政職
給料表1級程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額137,900円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格のある者は、次の(1)から(4)までのすべてを満たすものとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験することができない。

(1) 昭和42年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に1級から4級までの障害の等級に該当する身体上の障害がある者として記載されているもの

(3) 自力により通勤することができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能である者

(4) 活字印刷文による出題に対応できる者

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）

(2) 試験の期日

平成8年10月20日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市総合福祉センターさざんか会館

鳥取県中部総合事務所

鳥取県立皆生小児療育センター

鳥取市富安二丁目104-2

倉吉市東巖城町2

米子市上福原1751-1

7 第二次試験

(1) 試験種目

作文試験、面接試験（個別面接）、適性検査及び身体検査

(2) 試験の期日

平成8年11月22日（金）（予定）

(3) 試験の場所

鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成8年11月8日（金）（予定）に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎の1階掲示板に掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成8年12月上旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板に掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。

なお、採用は、平成9年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、東部、中部及び西部健康福祉センター、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所等において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間
平成8年9月24日(火)から同年10月9日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成8年10月9日(水)までの消印のあるものに限って受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵送によって行う場合には、90円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照のこと。

雑 報

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成8年9月17日

財団法人消防試験研究センター理事長 原 島 榮

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成8年11月24日(日)	13時15分から
乙種危険物取扱者試験	〃	〃
丙種危険物取扱者試験	平成8年11月24日(日)	10時15分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁講堂
鳥取市扇町21	県民ふれあい会館大研修室
倉吉市山根529-2	倉吉体育文化会館大研修室
米子市中町8	米子市立図書館大会議室
米子市古豊千520	米子職業能力開発促進センター
米子市旗ヶ崎2030	米子市食品会館多目的ホール

3 受験願書の受付期間

平成8年9月24日(火)から同年10月4日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による場合は、10月4日(金)までの消印のあるものに限って受け付ける。

<p>4 受験願書の提出先 〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階 財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）</p> <p>5 受験手数料及び納付方法 受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあっては、5,000円、乙種危険物取扱者試験にあっては、3,400円、丙種危険物取扱者試験にあっては、2,700円とし、所定の方法により納付すること。</p> <p>6 その他 (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防局、消防本部又は各地区危険物保安協会において交付する。 (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話 0857-26-8389）に照会すること。</p>	
---	--